

**新ごみ処理施設整備及び運営事業
募集要項に関する質問（第1回目）への回答**

令和6年11月
東金市外三市町清掃組合

(1) 入札説明書への質問・回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1.	5	第2	1	(4)	6) 事業者の収入	<p>入札説明書には、「特定事業契約において定める額を、出来高に応じて事業者へ支払う。」と記載され、建設工事要求水準書 1-2-10 前払金及び部分払 (P.5) には、建設工事請負契約書(案) 第35条、第38条に基づくと記載されています(前払金: 請負代金40%、部分払: 工期内3回)。どちらの記載が適用されるのかご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>建設工事請負契約書(案) 第39条の2に規定する各年度の出来高予定額に応じて、前払金または部分払について請求できるものとお考え下さい。</p> <p>なお、出来高予定額は入札参加者が提出する入札書を基に、入札説明書第5-2-(4)に規定する契約内容に関する協議の際に発注者と事業者が協議により定めるものとします。</p>
2.	5	第2	1	(4)	6) 事業者の収入	<p>入札説明書 P.5 「事業者の収入」にて、「なお、物価の変動等に基づき、請負代金額が不適当となったと認めるときには、・・・」との記載があり、建設工事請負契約書(案) P.15 第26条1項にて、「日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により 請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。」とありますが、物価水準の起点となる起算日は入札書提出時点との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
3.	8	第3	1	(1) (2)	入札参加書の構成等、 各業務を行う者の備えるべき参加資格要件	建設JVについては、入札説明書 p.8 第3-1-(1)-7)にて、「共同施工型と分担施工型のいずれを採用するかは入札参加者の任意とする。」と記載されていますが、設計JVを採用した場合においても、方式は任意と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4.	8	第3	1	(1) (2)	入札参加書の構成等、 各業務を行う者の備えるべき参加資格要件	本件工事における建築物等施工を複数の企業で担当する場合、施工JVを組成することを認めていただけないでしょうか。認めていただくことにより、設計JV（建築物等設計）、施工JV（建築物等施工）の分担区分が明確になります。また、上記をお認め頂ける場合、代表企業（プラント設計施工）と設計JVと施工JVによる建設JV（乙型）を組成することを認めて頂けないでしょうか。認めていただくことにより、代表企業（プラント設計施工）との分担区分が明確になります。	いずれも可としますが、施工JVについては、甲型（共同施工方式）による共同企業体とします。
5.	9	第3	1	(2)-1) (2)-2)	各業務を行う者の備えるべき参加資格要件	一般廃棄物処理施設の実績を有することとなっておりますが、対象としている一般廃棄物処理施設の種類をご教授ください。	廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針のⅢ. 1に示す「ごみ焼却施設」とします。なお、処理能力及び処理方式は任意とします。
6.	9	第3	1	(2)-1) (2)-2)	各業務を行う者の備えるべき参加資格要件	実績条件について、過去年数の期限はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
7.	13	第4	1	(4)	現地確認	現地確認実施期間が令和6年10月23日(水)から12月20日(金)となっておりますが、この間、複数回の現地確認を実施することは可能でしょうか。	可とします。
8.	13	第4	1	(4)	現地確認	現地確認において、建設予定地だけでなく、現施設を確認することは可能でしょうか。	可とします。
9.	13	第4	1	(4)	現地確認	現施設における、一般持ち込みごみ回収所や事務室での電話予約等の受付業務について確認したいため、現地確認において、現施設を確認することは可能でしょうか。	「(1) 入札説明書への質問・回答」No.8の回答を参照してください。 なお、現施設では一般持ち込みごみ回収所はありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
10.	41			別紙2	本件事業に係るリスク 分担	「※2 基本的には本組合の負担となり、一定範囲内（特定事業契約書に記載）においては事業者の負担とする。」とありますが、建設費については、昨今の建設費の高騰もあり、入札提出書類（技術提案書及び入札書）の受付から特定事業契約締結までの期間においても物価上昇が想定され、事業者としては、物価上昇リスクを見込むこととなり、実際の物価上昇より過剰となる可能性があります。そのため、建設工事請負契約書(案)第26条1項にて、規定される「請負代金額の変更」について、起点となる基準日を入札公告日又は入札書の提出日としていただくことで、基準日が明確となり、適切な建設費の算出が可能となります。	「(1) 入札説明書への質問・回答」No.2の回答を参照してください。

(2) 様式作成要領への質問・回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1.	1	1	(1)		様式2 総合評価一般 競争入札参加表明書	「・・・なお、入札参加者の名称欄には、企業グループの名称を記入すること。」とありますが、「●●グループ」とする場合、●●には代表企業の名称を記入するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2.	1	1	(3)		様式4 委任状	「・・・様式4の2については、建設JVと設計JV（必要に応じて）の別に作成し提出すること。」とありますが、建設JVおよび設計JVの構成企業のうち、重複する企業については、それぞれのJVごとに提出する委任状に記名・押印を行うとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、設計JVの構成員のうち、設計JVの代表者のみが建設JVの委任状に記名・押印を行うとの理解でよろしいでしょうか。	建設JVの委任状に関しては、設計JV、施工JVの代表者のみ記名・押印を行うものとします。
3.	1	1	(3)		様式4 委任状	「・・・様式4の2については、建設JVと設計JV（必要に応じて）の別に作成し提出すること。」とありますが、施工JVをお認め頂いた場合、施工JVも当該様式の提出が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。組成するJVの別に提出してください。

(3) 様式集への質問・回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1.				様式 3	構成企業表	「資本構成」を記載する欄について、SPC 内での出資比率を記載するようご指示をいただいておりますが、入札参加資格審査書類の提出日までに決定していない場合は、空欄とし、「様式 7 特定共同企業体協定書」の提出時期に合わせて、別途ご提示させていただくことをお認め頂けないでしょうか。	可とします。
2.				様式 4 の 2	委任状	入札に関する権限が支店長に委任されている場合、代表者の氏名を支店長名として差し支えないでしょうか。	可とします。
3.				様式 5	同種工事の施工実績調査及び同種業務の履行実績調査	「設備の概要」および「施設の概要」について、様式内への申告・記入のみで、パンフレット等の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4.				様式 5	同種工事の施工実績調査及び同種業務の履行実績調査	注釈にて「2. 工事概要の分かる書類をあわせて提出すること（例：施工証明書又は契約書・図面）。」とありますが、下請負人として受注した実績にて証明する場合は、該当する業務・工事の注文書・請書および、業務・工事の内容や施設概要がわかる発注仕様書等を提示するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
5.				様式 5	同種工事の施工実績調書及び同種業務の履行実績調書	注釈にて「5. 入札説明書第3-1-(2)-2)-エに規定する人員が少なくとも1人は所属していることが確認可能な書類を提出すること。」とありますが、「基準報酬決定通知書」「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了証」を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、「基準報酬決定通知書」については、建築物等施工企業に3か月以上継続して所属していることが確認可能な書類であれば、別種の書類でも可とします。
6.				様式 5	同種工事の施工実績調書及び同種業務の履行実績調書	注釈にて「2. 業務概要の分かる書類をあわせて提出すること（例：要求水準書や公になっている書面）。」とありますが、提出する書類については、業務概要が分かる箇所を抜粋して提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7.				様式 5	同種工事の施工実績調書及び同種業務の履行実績調書	注釈にて「4. 入札説明書第3-1-(2)-4)-エに規定する人員が少なくとも1人は所属していることが確認可能な書類を提出すること。」とありますが、確認可能な書類については、任意様式との理解でよろしいでしょうか。	任意様式としますが、各要件が明確にされている書類を提出してください。
8.				様式6の2	特定共同企業体結成届出書（乙型JV）	様式 6-2 特定共同企業体結成届出書（乙型JV）の工事の履行方法に共同施工方式と記載されておりますが、記載内容を分担施工方式に変更してもよろしいでしょうか。	誤記です。分担施工方式と修正し提出してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
9.				様式6の1、 6の2、7の 1、7の2	特定共同企業体結成届 出書(甲型JV)、特定共 同企業体結成届出書 (乙型JV)、特定共同企 業体協定書(甲型JV)、 特定共同企業体協定書 (乙型JV)	施工JVを組成することをお認め頂いた場合、施工 JVも当該様式の提出が必要でしょうか。	施工JVについても提出するものとします。
10.				様式7の2	特定共同企業体協定書 (乙型JV)	共同設計方式(乙型JV)を採用する場合、設計共 同企業体用のJV協定書のひな型はありますでしょ うか。もしひな型がない場合、国交省の設計共同体 のひな型に準じて作成することは可能でしょうか。	様式7の2に準じ、必要に応じて文言を修正すること で作成するものとします。
11.				様式10	入札書	「注2.代理人が入札をするときは、入札参加者の 商号又は名称、所在地及び代表者名、並びに代理人 であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、 押印してください。」とありますが、代理人とは、貴 組合の最新の入札参加資格申請にて、「委任状」を提 出し、代理人を定めている場合、その代理人として 定めている者を指すとの理解でよろしいでしょ うか。また、その場合、代理人のみが記名・押印す るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
12.				様式 10	入札書	「注3. 復代理人が入札をするときは、入札参加者の商号又は名称、所在地及び代表者名、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名、並びに復代理人であることの表示及び当該復代理人の氏名を記載し、押印してください。」とありますが、代理人とは、貴組合の最新の入札参加資格申請にて、「委任状」を提出し、代理人を定めている場合には、代理人として定めている者を指すとの理解でよろしいでしょうか。また、復代理人を設定する場合には、別に代理人からの委任状などは不要で、入札書に「復代理人」である旨を記し、記名・押印するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13.				様式 12 の 1	施設全体配置計画、ゾーニング計画及び敷地動線計画に関する提案	「ゾーニング計画」とは、どのような情報を示す資料か、貴組合が想定されている内容についてご教示頂けないでしょうか。	本組合職員、運営管理事業者、来客・見学者の各々が利用する居室等の諸室又は廊下を各階平面図にそれぞれ色分けして図示してください。
14.				様式 12 の 1	施設全体配置計画、ゾーニング計画及び敷地動線計画に関する提案	敷地動線計画では、「様式 20 技術評価項目提案書」に記載された、ごみ搬入車両、職員、従事者、来客車両、見学者（バス）、メンテナンス車両、焼却残渣搬出車両、用役資材搬入車両の各種車両の動線を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
15.				様式 20 の 7	安定、安全に配慮した 設計と施設運営	【提案内容】として①と②の 2 項目が示されてお りますが、その内容を網羅することを前提に、提案 内容の記述については「落札者決定基準 表 3 技術 評価項目の構成と配点」に基づき、順番を入れ替え てもよろしいでしょうか。	誤記です。修正した様式 20 を添付資料として本質問回答 に合わせて公表するため、ご参照ください。

(4) 建設工事要求水準書への質問・回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1.	12	第1章	第3節	4-9.	関連工事との取合い	<p>別途発注の関連工事との取合箇所③④について、工程計画検討に反映したく、設計及び施工の完成時期についてご教示頂けないでしょうか。また、別添資料5に敷地周辺水路・農道整備工事関連資料が添付されていますが、農道①～④および水路①～④の計画図等の資料をご提供頂けないでしょうか。</p> <p>さらに、農道②の隣接水路について計画が記載されていませんが、どのようにお考えかご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>関連工事の③（高圧線引込工事）については、試運転開始時期（令和11年3月末頃）までに完了する予定です。</p> <p>④については現時点で想定しているものではありません。</p> <p>添付資料5に示す農道①～④及び水路①～④の計画図は、今年度に設計を実施中であり、現時点において提示できる図面等はありません。</p> <p>農道②の隣接水路については、既に構造物として水路が整備されており、関連工事②（敷地周辺水路・農道整備工事）において整備する予定はありません。</p>
2.	13	第1章	第3節	4-10.	実施設計範囲	<p>「①エネルギー回収型廃棄物処理施設工場棟、及び②マテリアルリサイクル推進施設工場棟は原則として合棟とする。」とありますが、④一般持ち込みごみ回収所の別棟、若しくは合棟は事業者による提案との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>なお、合棟とする場合には、エネルギー回収型廃棄物処理施設工場棟及びマテリアルリサイクル推進施設工場棟それぞれのプラットフォームとは分離し一般持ち込みごみ回収所を配置するとともに、収集車両と自己搬入車の動線は分離するものとします。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
3.	23	第1章	第4節	6-15.	作業日及び作業時間	<p>(1) 日曜日、国民の祝日及び年末・年始は、作業日から除く（原則週休2日制）。とのご指定ですが、日曜日、国民の祝日を含めて1週間に2日の休日を確保すればよいとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、年末・年始を除く大型連休（GWや夏季休暇等）については、工事計画を踏まえ、事業者にて設定するものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>原則、毎週土曜日及び日曜日を休日とし、週休2日を確保するものとしてください。なお、祝日を含む場合においても、原則土曜日と日曜日は作業日から除くものとしてください。</p> <p>後段についてはご理解のとおりです。</p>
4.	23	第1章	第4節	6-15.	作業日及び作業時間	<p>想定外の事象により、やむを得ず休日に作業が発生する可能性が生じた場合には、ご協議いただけると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
5.	187	第5章	第1節	3.	エネルギー回収型廃棄物処理施設平面計画	<p>「地下室への昇降路は、複数設置し二方向避難を可能とすること」とありますが、建築基準法施行令第121条第1項第6号ロにおいて地階の居室面積が100㎡以下であれば二方向避難は不要とされていることから、二方向避難の要否については同施行令に則り判断するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>基本的には安全性に配慮し、二方向避難を可能な設計としてください。一方で、地下階のように、機器配置の関係から二方向避難経路の確保が困難な場合は、建築基準法施行令に基づき二方向避難の要否を判断するものとします。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
6.	55	第2章	第2節	2-2. 表 2-9	マテリアルリサイクル 推進施設	<p>蛍光灯類については、専用容器に貯留、廃電池については、ドラム缶に貯留するご指定ですが、専用容器及びドラム缶については、貴組合がご準備いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、蛍光灯類貯留用の専用容器の形状と寸法についてご教示ください。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。</p> <p>なお、現時点で想定している専用容器を以下に記します。</p> <p>【廃蛍光灯コンテナ】 外寸サイズ：L1,300mm×W900mm×H900mm 蛍光灯収納本数：直管 40W形（約 600 本）</p> <p>【廃蛍光灯用段プラケース】 ①外寸サイズ：L1,270mm×W290mm×H280mm 蛍光灯収納本数：直管 40W形（約 60 本） ②外寸サイズ：L2,430mm×W310mm×H150mm 蛍光灯収納本数：直管 110W形（約 20 本） ③外寸サイズ：L430mm×W430mm×H680mm 蛍光灯収納本数：直管 20W形（約 80 本） 環状管 30・32・40W形（各約 20 本）</p> <p>※いずれのケースも使用時以外は折り畳みにより収納する想定です。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
7.	155	第4節			粗大ごみ・金属類処理 系列破碎選別設備	「スプリング入りマットレスについては、事業者の所掌でスプリングとマットレスを分離し、金属を回収する。なお、解体場所は提案とするが、十分な作業スペース及び貯留スペースを確保するものとする。」とのご指定ですが、「別添資料16 切断機年間処理量実績」に記載されているマットレスはスプリング入りマットレスではないとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、スプリング入りマットレスの年間搬入量についてご教示ください。	前段についてはご理解のとおりです。 現施設におけるスプリング入りマットレスの搬入実績は以下のとおりです。 令和2年度：490枚 令和3年度：354枚 令和4年度：327枚 令和5年度：327枚 ただし、これらの実績は、現施設の受入条件である「スプリング入りマットレスの布等をはがし、スプリングだけにした状態」のものです。 スプリング入りマットレスを本件施設と同様の受入条件（スプリング入りマットレスが解体されていない状態）で受け入れている近隣施設へのヒアリングの結果から、スプリング入りマットレスの本件施設への搬入量は1,200枚/年と想定しています。
8.	184	第5章	第1節	1. 2) (9)	計画概要 仮設計画 天然ガス対策	「地下掘削を伴う工事に際しては、始業前にメタン濃度を簡易検知器で測定を行い、労働安全衛生規則に定める濃度（1.5vol.%）以下になっていることを確認してから作業を開始する。」とありますが、簡易検知器の種類は任意との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
9.	195	第5章	第2節	2.	外構工事	<p>施設内は周辺区域より TP+5.8m と 2m 程度高く計画されていますが、進入路から工場棟迄の間は、約 2m の高低差が生じています。進入路部分の排水処理先を調整池に放流する場合、相当量の深さと長さが求められます。一方、進入路区域部の排水を、改修予定の市道 9185 号線への側溝等に接続可能かどうかご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>進入路区域部（建設用地内の構内道路）の排水を、市道 2198 号線への側溝等には接続できません。また、これに加え、「別添資料 5 敷地周辺水路・農道整備工事実施時期」に示す水路①～④に排水することも不可とします。</p> <p>なお、市道 2198 号線の本件施設への接続部については、FH4.955m で計画しています。</p>

(5) 運営管理業務委託契約書（案）への質問・回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1.	44			別紙 8	実績処理対象物量・ごみ質が計画範囲内であることの確認方法について	運営管理業務委託契約書（案）別紙 8 3 提案余剰電力量の確認方法にて、実績処理対象物量及び実績ごみ質が計画範囲内であることを確認すると記載がございます。本項における具体的な計画範囲とは、処理対象物量については運営管理業務要求水準書 1-3-2-1. (2) 計画年間処理量に記載のとおり、計画処理量の±10%であり、ごみ質については建設工事要求水準書 2-2-1-2. (7) ごみの性状等 表 2-3 ごみ性状（標準）に記載の低質ごみから高質ごみの範囲であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、様式 20 の 2 にて、「ごみ質、処理対象物量及び運転炉数（部分負荷含む）が変動した場合の発電量と消費電力量の変動について、算定式又は早見表」を提案していただくこととしています。仮に計画範囲内であったとしても、年間を通して低質ごみが処理された場合や計画ごみ処理量の減少があった場合には、当該算定式又は早見表に準じて、提案余剰電力量を補正し、補正した提案余剰電力量でインセンティブやペナルティに掛かる金額は算出します。
2.	55			別紙 11	物価変動の基準となる指標について	運営管理業務委託契約書（案）別紙 11 表 24 に記載されている物価変動の基準となる指標のうち、国内企業物価指数および企業向けサービス価格指数は、参考指数として公表されている消費税を除く指数と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 国内企業物価指数については、「消費税を除く国内企業物価指数」を採用し、企業向けサービス価格指数は、「参考指数/消費税を除く基本分類指数」を採用するものとします。 なお、運営管理業務委託契約書（案）別紙 11 を一部修正し、添付資料として本質問回答に合わせて公表するため、ご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
3.	56			別紙 11	改定を行わなかった場合の取り扱いについて	<p>運営管理業務委託契約書（案）別紙 11（3）に、改定後の差額が±1.5%以内の場合は改定を行わないことが記載されております。また、改定率は、「改定時の最新の指標（直近 1 年間の平均値）」を「前回改定時の指標（前年直近 1 年間の平均値）」で除した数値で計算することとなっております。改定率の計算に用いる「前回改定時の指標（前年直近 1 年間の平均値）」は、前年の改定率が±1.5%を超えていなかった場合、それ以前に改定率が±1.5%を超えた年の直近 1 年間の平均値を用いるという理解でよろしいでしょうか。また、改定後の差額が±1.5%を超えるかどうかの判断は、表 24 の費用・項目ごとに判断されると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。</p> <p>また、改定後の差額が±1.5%を超えるかどうかの判断は、改定後の固定費（または変動費）の総和と前回改定時の固定費（または変動費）の総和との差額で判断します。</p> <p>なお、運営管理業務委託契約書（案）別紙 11 を一部修正し、添付資料として本質問回答に合わせて公表するため、ご参照ください。</p>